鵠沼海浜公園改修事業者が決定

民間事業者の創意工夫を取り入れ さらなる公園の魅力の向上へ

建設経済

建設経済常任委員会は、12月1日に開催され、議案4件、請願1件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきもの、請願は不採択とすべきものと決定した。

また、①村岡地区のまちづくりの取組②鵠沼海浜公園改修事業における事業者の選定結果③藤沢市都市農業振興基本計画の改定（中間報告）④藤沢市地産地消推進計画の改定（中間報告）⑤藤沢市耐震改修促進計画の改定（中間報告）――以上5件について報告を受けた。

○鵠沼海浜公園改修事業における事業者の選定結果について

〈市の説明〉

鵠沼海浜公園は、スケートパークを中心とした利用がされている。平成28年にスケートボードがオリンピックの正式種目に採用され、30年には日本最大級のコンビプールを開設し、さらに、東京2020オリンピック競技大会において、日本人選手の金メダル獲得などにより、今まで以上に注目度が高まっている。

しかし、本公園の多くの施設は老朽化が激しく、施設の改修が必要な状況にある。改修に当たり、民間事業者の創意工夫を取り入れ、本公園のさらなる魅力の向上や利用者の利便の向上を図るため、Park-PFIを活用することとした。そして、鵠沼海浜公園GROWING PARK（グローウィングパーク）グループを事業者に選定した。

事業コンセプトは、カルチャー、人、場所の3つを育むという観点から、KUGENUMA Growing Parkを掲げている。

カルチャー、人、場所を育み、魅力とにぎわいを創出する公園を目指す

事業概要は、世界に誇るスケートパークの創造、誰もがスケートパークを眺められるデッキ・眺望テラス、海・スケートパーク・広場ビューを楽しむ飲食施設などによるにぎわいの創出、鵠沼らしさを意識し景観に配慮した計画等を挙げている。

事業費については、本市が撤去工事や整備工事を発注した後、現状の運営形態を継続した場合とPark-PFIを活用した場合との金額面での比較を行ったところ、事業効果は約6億4千万円と試算されるシミュレーション結果となり、Park-PFIが効果的であることが確認された。

今後のスケジュールとしては、今年度に基本協定や実施協定の締結を目指し、あわせて、関係機関との協議や設計、地元説明会等を行い、令和4年度頃から解体・改修工事に着手し、5年度秋頃のオープンを目指す。

新型コロナ感染症への取組 第6波に備え、より迅速な対応を

―災害対策等特別委員会―

災害対策等特別委員会は、11月18日に開催され、新型コロナウイルス感染症に関する本市の対応等について審査した。

○新型コロナウイルス感染症に関する本市の対応等について

〈市の説明〉

新型コロナウイルス感染症については、これまで市内での感染者は7千人を超え、令和3年8月に国から発出された緊急事態宣言期間においては、1週間当たりの新規感染者が700人を超える週が続くなど、大変厳しい状況が続いた。この経験を踏まえ、今後来たるべき第6波に備え、より迅速な対応を図るため、保健所業務を中心に本市のこれまでの取組の検証を行った。

本市では、2年4月に藤沢市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、不要不急の外出自粛を呼びかける啓発活動等の取組を進めた。情報については、ホームページ、市公式LINEアカウント、防災行政無線やデジタルサイネージ等を活用して市内の感染状況等の発信に努めた。

医療提供体制等としては、藤沢コロナ受診相談センターを設置し、感染疑いのある市民に対する新たな全庁的応援体制を構築した。

今後は季節性インフルエンザの流行時期と重なるため、さらなる備えが必要となる。感染予防対策の啓発と感染に関する正しい情報提供に引き続き努め、市民の安全と暮らしを守るため、全庁を挙げて取り組む。

また、検査体制として、藤沢市医師会がPCR検査センターを開設したほか、行政検査の委託契約を締結した医療機関でも検査ができる体制を整えた。

感染症対応の体制として、第5波の期間において急激な患者数の増加により、保健所に対する新たな全庁的応援体制を構築した。

良好な生活環境の確保に向け ガイドラインを策定

複合的な生活課題の支援を行う

厚生環境

厚生環境常任委員会は、12月2日に開催され、陳情4件を審査した。その結果、陳情は全て趣旨不了承と決定した。

また、①高齢者いきいき交流事業見直し後の事業概要②藤沢市良好な生活環境の確保に向けた支援のガイドライン（案）③「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の改定（中間報告）④藤沢市一般廃棄物処理基本計画の改定（中間報告）⑤湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の改定（中間報告）⑥石名坂環境事業所整備基本構想の策定（中間報告）――以上6件について報告を受けた。

○藤沢市良好な生活環境の確保に向けた支援のガイドライン（案）について

〈市の説明〉

平成30年9月市議会定例会において「いわゆるごみ屋敷対策条例の制定に向けて市当局に対して働きかけを求める陳情」が趣旨了承とされたことを受け、市では、条例化を含めた検討を進めてきた。

その結果、居住者に対する福祉的・伴走的な支援、及び地域住民からの理解と協力を得ることを目的としたガイドラインの策定が有効であると考え、その旨を、令和3年6月市議会定例会において報告した。

その後、庁内関係部局や支援関係機関との調整を経て、ガイドラインの案としてまとめた。

本ガイドラインは、主に、いわゆるごみ屋敷問題の相談対応を行う市の関係部局や支援関係機関等に向けたものであり、その居住者が抱える複合的な生活課題に対する支援を行うためのツールとなるものである。

市の責務としては、近隣の生活環境への配慮を含め、総合的な視点に立ってこの課題を捉える必要があり、本ガイドラインの策定後においては、その実施状況を踏まえ、全体的な効果及び有効性を検証し、必要に応じてガイドラインの見直し等について検討していく。

今後のスケジュールとしては、藤沢型地域包括ケアシステムの庁内検討委員会、専門部会及び外部審議会である推進会議において意見交換を予定している。

その後、4年1月から、本ガイドラインの案に基づき、実際の支援場面における試験的運用を行い、内容の検証及び修正を経て、同年4月の施行を予定している。

いわゆる「ごみ屋敷」を形成する要因の解決を目指す

行財政改革2024実行プラン 令和3年度上半期実績を報告

―行政改革等特別委員会―

行政改革等特別委員会は、11月22日に開催され、藤沢市行財政改革の推進について審査した。

この日の委員会では、藤沢市行財政改革2024実行プラン令和3年度上半期実績について審査を行った。

○藤沢市行財政改革2024実行プラン令和3年度上半期実績について

〈市の説明〉

藤沢市行財政改革2024実行プランは、令和3年3月に策定し、現在、計画期間4年の1年目の取組を進めている。この実行プランに掲載している各取組について、3年度上半期の取組状況等をまとめた。

まず、行財政改革2024基本方針では、限られた経営資源を有効に活用した、より効率的な行財政運営の推進を図り、将来にわたり行財政運営を持続可能なものとするため、①効率的な行政運営への転換②歳入確保と歳出抑制策等による健全財政の堅持③将来を見据えた職員力の強化――以上を3つの柱とし、取組を進めることとしている。この3つの柱に基づき、20件の取組項目を短期的及び中長期的な視点から実行プランに位置づけている。

3年度上半期の取組状況等として、これまでの取組、現在及び将来課題、取組概要のほか、取組期間における年度ごとの取組の予定と実績及び成果の目標と実績について取組票に記載した。

例として、取組期間内に成果目標の達成を目指す短期プランに位置づけた15件の取組の一つの「将来を担う人材の採用」では、政策形成能力などを持ち得る多様な人材や、時代の変化に応じて専門的な知識、経験を有する人材の確保を課題として挙げ、民間企業志望者等のあらゆる人材に対し市職員としてのやりがいや魅力について発信するとともに、採用試験手法の見直しを行うこととしている。

上半期の取組状況としては、採用試験手法の見直し等を実施したことにより、事務職の職員採用試験の受験者数が、基準値の5％増とした817人の目標に対し、1460人の成果があった。

また、課題に対し中長期にわたり検討・取組を進める長期プランに位置づけた5件の取組に対しても、取組状況等を同様に記載した。

市民会館等再整備基本構想 令和11年度に供用開始予定

―藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会―

藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会は、11月25日に開催され、藤沢都心部再生及び公共施設等総合管理計画の改定―以上2件について審査を行った。

○藤沢市民会館等再整備基本構想の策定について

〈市の説明〉

本再整備事業については、令和3年6月に開催された本特別委員会において、経過を報告し、その後、藤沢市民会館等再整備基本構想の策定に向け、市民委員を交えた基本構想策定検討委員会と市民ワークショップを開催してきた。

基本構想（素案）については、基本構想策定検討委員会にて検討した結果と、市民ワークショップでいただいた意見などを踏まえて、再整備に係る諸条件の整理、基本理念・再整備基本方針、複合化する公共機能等についてまとめている。

基本構想（素案）の構成は、①現状②いただいた意見③基本構想策定検討委員会での議論を基に作成した基本理念と基本方針④公共施設再整備の考え方⑤事業対象地内のゾーニングのパターン⑥今後のスケジュール――以上の6章である。

今後のスケジュールとしては、今年度、基本構想を策定し、4年度から5年度にかけて、PPP／PFI導入可能性調査を含む、基本計画の策定を行い、6年度に特定事業者を選定し、7年度から11年度にかけて、設計及び建設工事を行い、11年度に供用開始予定となっている。

このスケジュールについては、6月の本特別委員会において、10年度の供用開始と説明していたが、基本構想策定検討委員会における検討内容や類似事例の実績などを踏まえ、事業スケジュールを新たに想定したところ、現段階において想定し得る最大限の工程として、11年度の供用開始に変更することとなった。

なお、今後、事業を進めるにあたり、市民会館の閉館期間を可能な限り短縮できるよう努めていく。